2021年5月15日（土）

# 虐待の防止と対応

一般社団法人　こころ相談研修センター
大久保　　杉下　味香
西明石　　花田　多喜子
小久保　　竹中　さおり
小久保Ⅱ　今井　祥子

## 2012年10 月1 日施行
## 障害者虐待防止法

目的
　障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2000年11月20日施行　　児童虐待防止法
2006年4月1日施行　　高齢者虐待防止法

## 法律はどんどん改正されていく

- 2020年4月～　改正児童虐待防止法が適用

| 法改正のポイント |
|---|
| 親がしつけに際して体罰を加えることを禁止する |
| 民法の「懲戒権」は施行後２年をめどに見直しを検討する |
| 児童相談所の一時保護と保護者支援の担当を分ける |
| 児相には医師と保健師を配置する |
| 学校や教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す |
| 都道府県などは親への再発防止の指導を行うよう努める |
| 家族が引っ越した場合に児相間で速やかに情報を共有する |

・東京都目黒区　5歳女児死亡
両親逮捕。十分な食事を与えず、両拳で顔を何度も殴る等を行った。「これまでもしつけでたたいたことはあった」と話している。
・千葉県野田市　10歳の女児死亡
両親逮捕。「しつけ」と称して、髪の毛を引っ張る、冷水を浴びせる等を行った。
転居後、自治体間の引継ぎが活かされていなかった。

**法律改正の背景に、痛ましい虐待の事実があるということを忘れてはなりません。**

## 障害者虐待における虐待防止法制度の対象範囲

| 所在場所 ／ 年齢 | 在宅（養護者・保護者） | 福祉施設 <障害者自立支援法> 障害福祉サービス事業所（入所系、日中系、訪問系、GH等含む） | 福祉施設 <障害者自立支援法> 一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所 | 福祉施設 <介護保険法> 高齢者施設 | 福祉施設 <児童福祉法> 障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイ等） | 福祉施設 <児童福祉法> 障害児入所施設等（注1） | 福祉施設 <児童福祉法> 障害児相談支援事業所 | 企業 | 学校 病院 保育所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 18歳未満 | 児童虐待防止法（被虐待者支援（保護者）／※就虐待者支援は、養護者虐待防止法も適用） | 障害者虐待防止法・適切な権限行使（都道府県、市町村） | 障害者虐待防止法・適切な権限行使（都道府県、市町村） | | 障害者虐待防止法（省令）・適切な権限行使（都道府県、市町村） | 児童福祉法・適切な権限行使（都道府県） | 障害者虐待防止法（省令）・適切な権限行使（都道府県、市町村） | 障害者虐待防止法・適切な権限行使（都道府県労働局） | 障害者虐待防止法・間接的防止措置（施設長） |
| 18歳以上65歳未満 | 障害者虐待　防止法・被虐待者支援（市町村） | | | | 【20歳まで】障害者虐待防止法（省令）・適切な権限行使（都道府県、市町村）（注2） | 【20歳まで】児童福祉法・適切な権限行使（都道府県） | | | |
| 65歳以上 | 障害者虐待　防止法 高齢者虐待　防止法・被虐待者支援（市町村） | | | 高齢者虐待防止法（特定疾病40歳以上の若年高齢者含む）・適切な権限行使（都道府県、市町村） | | | | | |

（注1）里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設　（注2）放課後等デイサービスのみ

# 福祉分野での法令　その他

- 個人情報及び秘密保持：個人情報の持ち出しやすく見える形で大切な内容を置かない
- 安全確保：環境整備・危険予測・ヒヤリハットの記録

- 衛生・健康管理：マスク・手洗い・消毒・嘔吐処理練習

# 対象となる方

**●身体障害者**

**手や足、目や耳、内臓機能などに障害があり日常生活等に支援が必要な人**

**●知的障害者**

**生まれつき又は生まれた直後に脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活等に支援が必要な人**

**●精神障害者（発達障害を含む）**

**統合失調症、うつ病、てんかん、自閉症など、病気や脳機能の障害により、日常生活等に支援が必要な人**

**●その他**

**心身の機能の障害や、社会的障壁により日常生活等に支援が必要な人**

# 誰からの虐待か

※養護者とは
障害者の世話、介助、金銭管理などを行っている家族、親族、同居している人

画像：大分県の虐待防止パンフレットより

# 障害者虐待に該当する行為

| | |
|---|---|
| 身体的虐待 | 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 |
| 性的虐待 | 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。 |
| 心理的虐待 | 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| 放棄・放置 | 障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による上記の虐待内容までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 |
| 経済的虐待 | 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること（障害者の親族による行為が含まれる）。 |

**別紙：虐待に該当する行為・障がい者虐待発見チェックリストの例**

## 障害者虐待防止等の枠組み

**養護者による障害者虐待**

〔市町村の責務〕相談等、居室確保、連携確保

虐待発見 → 通報 → 市町村

①事実確認（立入調査等）
②措置(一時保護、後見審判請求)

**障害者福祉施設従事者等による障害者虐待**

〔設置者等の責務〕虐待防止のための措置の実施

虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県

①監督権限等の適切な行使
②措置等の公表

**使用者による障害者虐待**

〔事業主の責務〕虐待防止等のための措置の実施

虐待発見 → 通報 → 市町村 → 通知 → 都道府県 → 報告 → 労働局

①監督権限等の適切な行使
②措置等の公表

## やむを得ない場合の「身体拘束」について

自傷行為、他害行為、パニックなどの行動障害に対して、障害者（児）自身、周囲の者等の保護のため、緊急やむを得ず障害者（児）に強制力を加える行為は認められる場合があるが、その個々の利用者への適応の範囲・内容については、施設内のガイドライン等を作成して共通認識に基づいて対応を図ること。

（1）基本的考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」⇒身体的虐待にあたる

身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となる危険がある。

やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。

判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。

（2）身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## 明石市の通報先

〒673-0037　明石市貴崎1丁目5-13
明石市立総合福祉センター 内
24時間365日　電話にて受付可能

TEL　078－924－9156（障害者虐待防止センター）
FAX　078－924－9134

兵庫県内のその他の通報先は下記のタイトルでネット検索
「障害者虐待に関する相談・通報窓口（兵庫県・県内各市町）」

## 障害者虐待の防止のポイント

**（1）障害者虐待防止と対応のポイント**

- 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- 虐待の早期発見・早期対応
- 障害者の安全確保を最優先する
- 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
- 関係機関の連携・協力による対応と体制

**（2）障害者虐待の判断に当たってのポイント**

- 虐待をしているという「自覚」は問わない
- 障害者本人の「自覚」は問わない
- 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
- 虐待の判断はチームで行なう

# 障害者虐待の防止等に対するそれぞれの責務

**（1）国と地方公共団体の責務**

国と地方公共団体は、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速で適切な保護と養護者への支援のため以下の責務が規定されている

・関係機関の連携強化、支援などの体制整備
・人材の確保と資質向上のための研修会
・通報義務、救済制度に関する広報、啓蒙
・障害者虐待の防止に関する調査研究
・成年後見制度の利用の促進

**（2）国民の責務**

国民は障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国や地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない

**（3）保健・医療・福祉等関係者の責務**

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の発見に努めなければならない。

# 障害者（児）施設における虐待に共通すること

・虐待は密室の環境下で行われることが多い。

・障害者（児）の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまでエスカレートしていく。

・職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい。

・職員のストレス。

# 5分でできる職場のストレスチェック（厚生労働省）

http://kokoro.mhlw.go.jp/check/

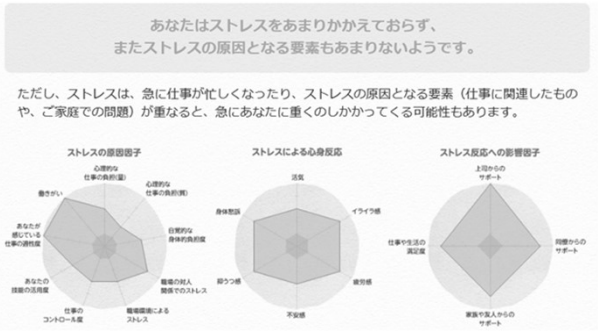


**私たち職員が出来ること**

## 職員の人権意識の向上

①職員自らの行為が虐待などの権利侵害に当たることを自覚していない場合があることから、啓発用の掲示物を施設内に掲示する。
②倫理要綱、行動規範を定め、職員に周知徹底する。
③普段から研修などを通して、職員の人権意識を高める。

## 職員の知識や技術の向上

①研修などを通して、特に行動障がいなどの特別な支援に関する知識や技術の向上を図る。
②個々の障害者（児）に応じた個別支援計画を作成し適切な支援を行なう。
③職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制や職員が利用者の権利擁護に取り組める環境を整備する。

## 職業準備性のピラミッド

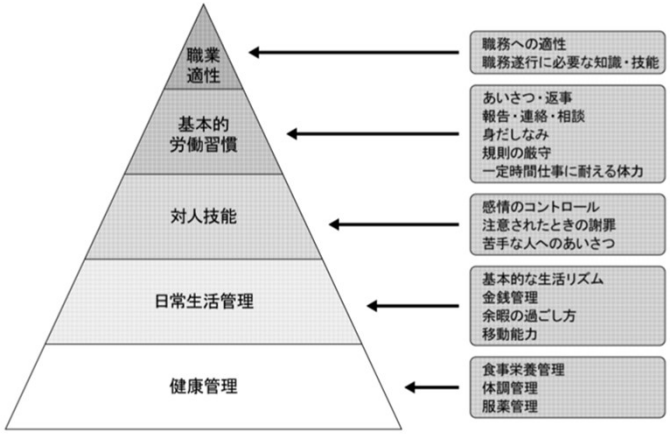


## 援助者に求める3つの性

精神障害当事者　広田　和子さん

順番

①〇〇性　社会人としてのマナー

②〇〇性　生活実感

③〇〇性　資格や経験

## 仕事の評価や基準

- 1～10で仕事ができている評価を考えた場合、左の会社の基準が5までできた時に仕事ができていると判断。

- 本人が自分で仕事ができていると思って6の場合であっても会社の基準から見ると4の場合、仕事の評価に差がある。

一人で考える人　＜　行動できる人、相談できる人
周りから見えにくい＜　周りから見えやすい
⇩
行動できる人、相談できる人：子どもや保護者支援

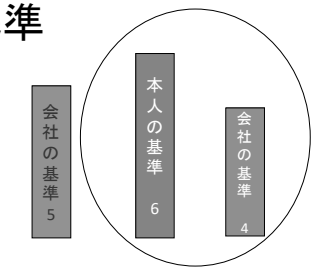

## 解決構築アプローチ

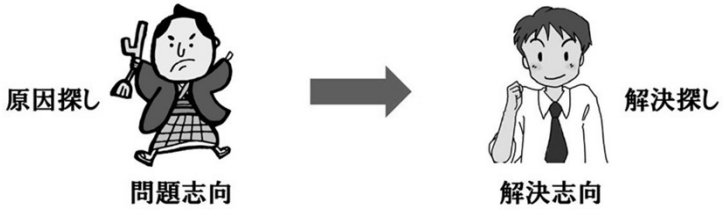

## 創始者

- スティーブ・ディ・シェイザー
- インスー・キム・バーグ

## 特徴

- 長所志向、比較的短期間で変化が起こる
- 問題解決ではなく解決構築

## 中心的な哲学

- うまくいっていることは繰り返す
- うまくいかないときは違うことをする

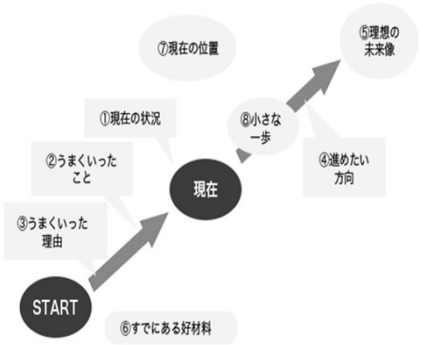


画像：https://kaiketsu-shikou.jp/about/ より

## 解決構築

事例　不登校のケース

ここに焦点をあてる

**困っていること**
学校に行かず、昼夜逆転している

**上手くいってないこと**
話しかけても無視されることが多い

**望んでいること**
学校に行ってほしい

**上手くいっていること**
自分の興味のあることは話してくる

「どうやってできるようになったのですか？」
例「どうやって興味のある話ができたんですか？」

「どうやって続けることができたんですか？」
例「どうやって続けて、朝起きられるようになったんですか？」

## 学校園に通っているより、働いている方が2倍長い

- 0歳（保育園、幼稚園）～15歳～22歳（中学・大学までとして）
約20年間通います。

その後、

- 就職　15歳～22歳から60歳～65歳
約40～50年間働きます。

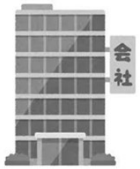


## 今から就労に向けてできること

●幼児・小学校低学年
・あいさつ（おはよう・ありがとう・ごめんなど）
・身だしなみ（髪型・服装・爪など）
・話を聞く（目を見る・相手の方に体をむける・話が終わってから質問する）
・生活リズム（食事・就寝、起床時間・ゲームやパソコンの時間）
・好きなこと（興味のあること）、好きな遊びをする。
●小学校高学年
・できたことを報告する。
・連絡手段をする。（直接、電話、メール、手紙）
・困ったときに相談する。
・買い物や金銭感覚を身につける。（お小遣い、お手伝い）
・移動手段をする。（徒歩、自転車、公共交通機関など）

## feelでの就労につながる取り組み

- パソコン操作（マウス、検索、ワード、パワーポイント）
- 書類（フォッチキス、折りたたむ）
- 制作（はさみ、のり、テープ）
- お仕事課題（お盆あらい、紐結び、細かいビーズなど）
- SST（あいさつ、ふわふわ言葉、年齢に応じた言葉など）
- 運動（姿勢、目と手の協応）
- ビジョントレーニング（左右上下の見る力、漢字や体の部位）
- ポイントがたまるとシール、けしごむ、名人、達人（≒給与や自尊心）
- 仕事の本　しごと館（小学生向け）13歳のハローワーク（中学生向け）

## 子どもと関わるときのポイント

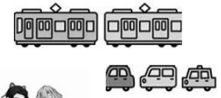

- 肯定的な行動・成功しているときに注目
- 好きなことから、興味の幅を広げる
- 工夫の仕方を考える
- 自分でできた、やれたと感じる

⇩

★選択→自己決定＝達成感・自信

## 資料

- 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書：学校園に訪問に行く予定があるスタッフ
- 情報シート：どんなときにどのような困っている行動が起こって、その時に保護者やスタッフがどのような関わりをして子どもがどんな反応したか情報を確認する
- 課題分析：してほしい行動を細かく分け、その行動がどれくらいできているかを知る
- 行動動機診断スケール：本人や家族が困っている行動の動機はどこから来ているのかを調べる
- 不安階層表：不安や緊張する状況を数値化し、どのような対処行動をすることで不安や緊張する場面でも乗り越えられるかを考える

## 参考資料・文献


- 石井 京子「発達障害の人の就活ノート」弘文堂、2010。
- 梶原　聖子「解決構築アプローチ研修会研修」2019年5月12日，7月28日
- シンシア・ウィッタム、訳上林靖子、中田洋二郎、藤井和子その他「ADHDのペアレントトレーニング」翔泳社、2018。
- 曽根直樹「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域移行・障害児支援室 平成２４年１０月３日。
- 月森久江「発達障害がある子どもの進路選択ハンドブック」講談社、2010。
- 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構　障害者職業総合センター「就 労 支 援 の た め の 従 業 員 用 チェックリスト」2009。
- ピーター・ディヤング (著), インスー・キム・バーグ (著), 桐田 弘江(訳)「解決のための面接技法[第4版]―ソリューション・フォーカストアプローチの手引き」2016年2月5日